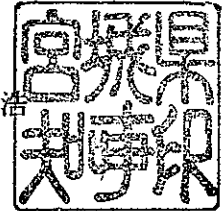




廃対第1107号  
平成24年10月30日

環境大臣 長浜博行 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



指定廃棄物の最終処分場の候補地選定等について（依頼）

このことについて、当県においては、平成24年10月25日（木）に指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議を開催し、最終処分場を県内1カ所に設置することについて同意をいただき、併せて、国へ下記事項について対応を求めていくことに関する合意がなされました。

8,000Bq/kgを超える廃棄物の処理は喫緊の課題であり、最終処分場の設置が急務であります。また、そのためには、関係者間において円滑な調整が図られることが重要となります。

つきましては、最終処分場の設置を滞りなく進めるため、下記事項について実現が図られるようお願いいたします。

#### 記

- 1 候補地の選定に当たっては、単に最終候補地を提示するのではなく、選定の考え方やプロセスの丁寧な説明を重ね、段階的な合意形成を図りながら選定を行うこと。
- 2 候補用地については、国有林だけではなく公有地も含めて幅広く検討を行うこと。
- 3 候補地の選定を行うに当たっての評価項目及び評価基準について、地域の基幹産業である観光や農業（農業用水等）に係る影響や、最終処分場の維持管理に影響を及ぼす火山活動等の自然条件など、地域の実情を十分に考慮した上で設定すること。
- 4 指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針及び平成24年3月30日に公表された「指定廃棄物の今後の処理の方針について」により、排出された都道府県内において処分を行うことが前提となること。
- 5 最終処分場等の設置は、自治体にとって大きな負担となることを踏まえ、設置の調整を行う際には、調整と並行して、候補地自治体の発展のための地域振興策の支援も合わせて行うこと。
- 6 最終処分場の構造、安全性等や、上記事項に対する国の考え方について、国が主体となって市町村長に対し説明する機会を早急に設けること。

担当：環境生活部廃棄物対策課指導班 高橋  
電 話 022-211-2648  
ファクシミリ 022-211-2390  
E-mail haitaid@pref.miyagi.jp